

事前予約方法

- 予約受付期間
令和3年2月1日(月)～3月12日(金)
- 受付時間
9時～16時
※土、日曜日及び祝日は除きます。1月中は予約受付をしていません。
- 受付方法
予約専用ダイヤル(025-792-1256)へ電話、または、税務課窓口で予約してください。
※FAX、メールでの受付はしておりません。
お電話の際は、下記事項をお伝えください。
 - ・申告する人の住所・氏名・生年月日
 - ・申告内容(所得、控除の内容等)
 - ・電話番号(日中連絡のとれる番号)
 - ・希望会場、日時(9時～11時、13時～16時の30分単位)
- 注意点
予約であっても申告受付、相談等の状況により、お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

市県民税申告 所得税の申告 (確定申告)

申告受付等が変わります

市県民税の申告が
必要な人

- 令和3年1月1日に魚沼市に住所があり、次の①、②いずれかに該当する人
- ①令和2年中に事業所得や不動産所得などがあったが、所得税がかからないため、確定申告書を提出していない人
 - ②確定申告の対象にならない所得があった人(給与所得者で、そのほかの所得の合計額が20万円以下の場合など)

会場

本庁舎・北部庁舎・入広瀬会館

受付

全て事前予約制となります

期限

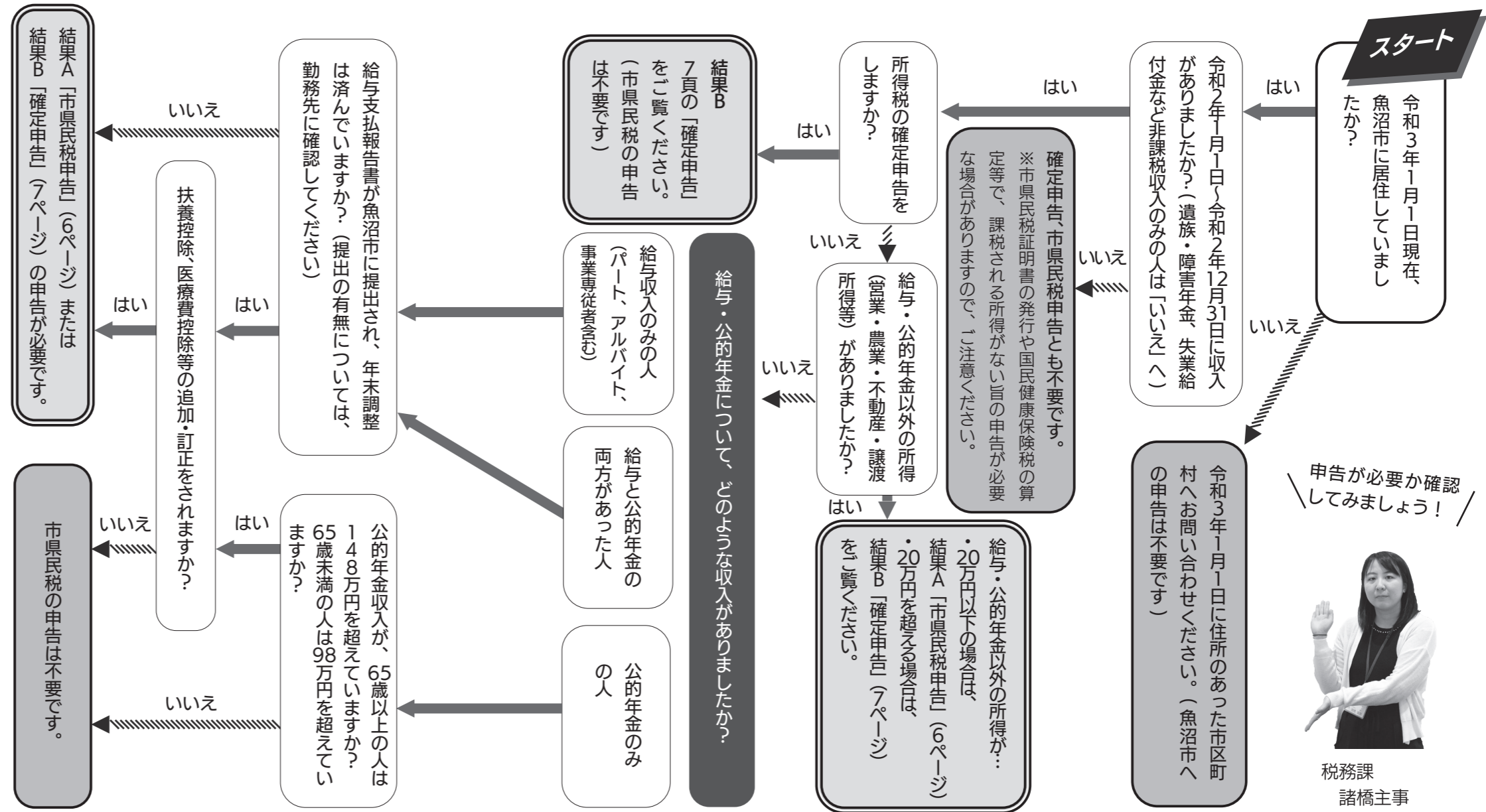
3月15日(月)まで

問 税務課 ☎792・9751

所得税の確定申告が
必要な人

- ①自営業者等で、令和2年中の所得金額の合計が控除合計額を超える人(所得税がかかる人)
- ②次のア～エの人で所得金額の合計が控除合計額を超える人
 - ア) 公的年金収入金額が400万円を超える人
 - イ) 公的年金収入が400万円以下であり、公的年金以外の所得が20万円を超える人
 - ウ) 年末調整をした給与収入があり、それ以外の所得が20万円を超える人
 - エ) 給与を2か所以上から受けている場合で、年末調整を受けなかった給与の収入金額と給与所得以外の所得の合計が20万円を超える人
- ③源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっていて、還付申告をする人
- ④扶養控除や医療費控除などの各種控除の追加をして、所得税の還付申告をする人

※上記は確定申告が必要な一般的な例となります。くわしくは国税庁ホームページをご覧ください。小千谷税務署にお問い合わせください。



申告が必要か確認
/ してみましょう!



税務課 諸橋主事

医療費控除を適用される方へ

医療費控除を受ける際には「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要です。

医療費控除の明細書記載イメージ

令和2年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

住所 魚沼市〇〇123番地 氏名 魚沼 太郎

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(原)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。	(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) 12月31日までに支払った医療費の額	(3) 4のうちの生命保険料や社会保険料などで控除される金額
医療費通知(原本)を提出する場合に、記入します。	56,753 円	56,753 円	0 円

2 医療費(上記1以外)の明細

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険料や社会保険料などで控除される金額
魚沼 太郎	N総合病院	■診療・治療 □介護保険サービス	80,000 円	110,000 円
〃	Aクリニック	■診療・治療 □介護保険サービス	24,000 円	
魚沼 雪子	×ドラッグストア	■診療・治療 □介護保険サービス	32,500 円	
〃	Aクリニック	■診療・治療 □介護保険サービス	50,000 円	
魚沼 友弘	Aクリニック	■診療・治療 □介護保険サービス	4,000 円	
〃	〇〇薬局	■診療・治療 □介護保険サービス	7,500 円	
〃	N総合病院	■診療・治療 □介護保険サービス	6,000 円	
魚沼 テル子	O医院	■診療・治療 □介護保険サービス	87,000 円	
2 の 合 計			291,000 円	110,000 円
医療費の合計		A 〇〇347,753 円	B 〇〇110,000 円	

医療費の領収書から必要事項を記載します。

4~5ページ


フローチャート
結果Bの人

所得税の 確定申告

問 小千谷税務署
☎ 0258-83-2090

申告会場 **小千谷税務署**
(〒947-8540 小千谷市東栄 1-5-24)

期 2月1日(月)～3月15日(月)
● 時間 9時～16時(提出は17時まで)
※受付は8時30分から
※土、日曜日及び祝日を除きます

 感染症リスク軽減のための
税務署からのお願いとお知らせ

■ご自宅からe-Taxのご利用をお願いします

○確定申告特集ページをご利用ください。



■確定申告会場の混雑緩和のため、会場の入場には
「入場整理券」が必要です

入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお
願いすることもあります。整理券は当日配付しま
すが、LINEによる事前発行も行っています。



■確定申告会場の入場の際に、検温を実施しています

37.5度以上の発熱が認められる場合は、原則
として入場をお断りさせていただきます。

■確定申告の事前申告について

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、令
和2年分の確定申告では、公的年金を受給している
人を主な対象として、2月16日(火)より前から
申告相談をお受けしています。

■その他

駐車場は混雑しますので、公共交通機関をご利用
ください。

■確定申告書作成の相談をお受けします

市では、市県民税の申告期間に限り、確定申告書
作成の相談を受けています。ただし、次に該当する
人は、魚沼市会場ではなく小千谷税務署で申告、相
談をしてください。

- 住宅借入金等特別控除を受ける人で1年目の人
- 株・土地等の譲渡所得がある人(公共事業で市や
県に土地等を売却した場合のみは受付可)
- 先物取引にかかる雑所得がある人
- 損失申告をされる人
- 青色申告をされる人
- 消費税や贈与税などの申告をされる人

4~5ページ

フローチャート
結果Aの人

全て事前予約制です 事前予約方法は5ページを参照してください

市県民税申告


問 税務課
☎ 792・9751

本会場 本庁舎3階 301会議室

期 2月16日(火)～3月15日(月)
※土、日曜日及び祝日を除きます
○申告相談時間 9時～11時30分、13時～16時
■休日申告相談会
日 2月21日(日)、2月28日(日)
○申告相談時間 9時～11時30分

 申告に必要なもの

- ・給与・年金等の源泉徴収票(原本)
- ・収支内訳書(営業・農業・不動産所得がある人)
- ・年末調整で使っていない各種控除を追加する人は
控除証明書(国民年金保険料、生命・地震保険料等)
- ・医療費控除を受ける人は「人」「支払先」ごとに
まとめて計算した明細書、医療通知および証明書等
- ・障害者控除を受ける人は、障害者手帳や、障害者
控除対象者認定書
- ・番号確認書類(マイナンバーカード等)
- ・身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、
健康保険証等)
- ※親族の人が来られる場合は、①申告者の番号確認
及び身元確認書類、②親族の人の身元確認書類
- ・印鑑(朱肉を使うもの)
- ・所得税の還付を受ける人は、申告者名義の通帳等
口座番号が分かるもの

 間違いの多い事例

- ・被扶養者は1人の扶養にしかねません。家族間
で重複がないように申告してください。
- ・「ふるさと納税ワンストップ特例」を適用した人
が所得税や市県民税の申告をされる場合、特例対象
外となります。申告する場合は寄付金控除も忘れず
に申告してください。

守門会場 北部庁舎3階 301会議室

期 3月1日(月)～3月3日(水)
○申告相談時間
9時～11時30分、13時～16時

入広瀬会場 入広瀬会館3階 多目的ホール

日 3月4日(木)、3月5日(金)
○申告相談時間
9時～11時30分、13時～16時

郵送の場合 送付先

〒946-8601 魚沼市小出島910番地
魚沼市役所 市民福祉部税務課 市民税係 宛
☑ 3月15日(月)

申告が必要で、いずれの会場にも来庁することが
困難な人は、税務課までご相談ください。

 その他

- ・医療費控除を受ける人は「医療費控除の明細書」を、
営業・農業・不動産所得がある人は「収支内訳書」を、
必ず事前に作成して会場にお越しく下さい。
- ・申告に必要な書類の作成等で、ご不明な点のある
人は、お早めに税務課までお問い合わせください。
- ・令和2年分所得申告参考資料(国民健康保険税、
介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付額のお知
らせ)は1月下旬に送付予定です。
- ・上場株式等にかかる配当所得等について申告をす
る場合には、納税通知書が送達される日までに、確
定申告書とは別に市県民税申告書を提出すること
で、所得税と異なる課税方式を選択できます。
- ・申告に必要な各種様式は1月中旬以降、市役所の
本庁舎、北部庁舎及び入広瀬会館に用意しています
ので、必要な人は取りに来てください。国税に関
する様式の送付を依頼する場合は小千谷税務署(☎
0258-83-2090)へ連絡し、音声案内「0」
を選択してください。

Q & A -よくある質問-

Q. 確定申告をしたら所得税は0
円だったのに、その年の6月
に市県民税の納税通知書が届きまし
た。計算間違いではないですか？

A. 市県民税では、一定額以上の
所得で均等割が課されます。

所得税の場合、所得額よりも所得
控除額が大きければ、税額は0円に
なります。一方、市県民税において
は、一定額以上の所得があれば定額
により均等割(市民税・県民税合わ
せて5,000円)が課されるため、所
得税の納税義務がない人も、市県民
税が課税されることがあります。た
とえば扶養親族が0人の場合、前年
の合計所得が38万円を超えると市
県民税が5,000円課税されます。

Q. 私は公的年金の他に、個
人年金を年間12万円受け
取っています。金額も少ないし申
告はいらないですよね？

A. 申告の必要があります。

所得税では、所得の発生した時点
で源泉徴収を行っているなどの理由
から、公的年金以外の所得が20万
円以下の場合には確定申告は不要と
されています。一方、市県民税では、
このような源泉徴収制度はなく、他
の所得と合算して税額が計算される
ので、公的年金以外の所得がある場
合には、少額でも申告しなければな
りません。

Q. 我が家では、所有する田んぼ
を人にお願ひし耕作しても
らっています。年貢や現金をもらっ
ていますが、申告が必要ですか？

A. あなたの不動産収入になり、
申告が必要です。

農地を貸して地代や年貢を受け
取っている分は、あなたの不動産収
入になります。たとえ所得金額が少
なくても申告を省略することはでき
ません。不動産所得の収支内訳書
を作成し、確定申告または市県民税
申告をしてください。

